

## 平成 28 年度戸田ボートコース使用案内

### 1. 使用申込について

希望日のコース使用状況を確認の上、「戸田ボートコース使用申込書」を協会へご提出ください。  
※使用日毎に 1 枚ご記入ください。

### 2. 使用料について

コース使用にあたり、以下の施設使用料金を必ず請求書にある納付期限(コース使用日 90 日前)までに協会へお支払いください。施設使用料請求書は翌年 2 月頃、コース使用日程表と一緒に送付します。入金確認後、施設使用許可証を送付します。

※期限までにコース使用料を入金できない場合は事前にご連絡ください。

＜施設使用料金＞ ※消費税額は法令による税率の変更に準拠します。

距離	明細	平日		土曜・日曜・祝祭日	
		半日	一日	半日	一日
1400m 以下	基本料	30,000 円	30,000 円	70,000 円	70,000 円
	時間料金	30,000 円	60,000 円	65,000 円	130,000 円
	消費税 8%	4,800 円	7,200 円	10,800 円	16,000 円
	合計	64,800 円	97,200 円	145,800 円	216,000 円
1401m 以上	基本料	80,000 円	80,000 円	120,000 円	120,000 円
	時間料金	70,000 円	140,000 円	105,000 円	210,000 円
	消費税 8%	12,000 円	17,600 円	18,000 円	26,400 円
	合計	162,000 円	237,600 円	243,000 円	356,400 円

半日料金は 12 時 30 分まで、または午後 1 時以降の時間帯で 4 時間以内の使用に適用する。

コース使用を変更・キャンセルする場合は、必ず「戸田ボートコース使用変更届」を当協会に提出してください。

※無断キャンセルの場合、次年度のコース使用を許可しないことがあります。

キャンセルの場合、以下のとおりキャンセル料が発生します。

＜キャンセル料＞

①施設使用日 31 日前まで	なし
②施設使用日 30 日前から 16 日前まで	施設使用料の 50%
③施設使用日 15 日前から当日まで(無断含む)	施設使用料の 100%

返金の際は、キャンセル料+手数料 1,000 円を引いた差額を返金します。

コピー機を使用される場合、コピー使用料一律 2,000 円を施設使用料と一緒に請求させていただきます。コピーカードはコース使用日の 2 週間前に郵送します。

(郵送で間に合わない場合は協会事務局で手渡します)

### 3. 水面使用料について

#### ◆支払方法

施設使用許可証(日本ボート協会発行)を戸田公園管理事務所へ提出し、下記の使用料を支払ってください。コース使用日3日前の午前中までに手続きをすませてください。

※コース閉鎖時間の案内のため、早めに手続きをすませるようご協力をお願いします。

#### ◆支払先

戸田公園管理事務所 : TEL 048-442-2424 FAX 048-442-2480  
: 月曜日定休日

#### ◆水面使用料

区 分	半 日		1 日	
	一般	学生、団体	一般	学生、団体
ボートコース水面使用料(1,000m)	3,850円	1,920円	7,710円	3,850円
ボートコース水面使用料(2,000m)	7,710円	3,850円	15,430円	7,710円
本部マイクー式使用料	1,830円		3,670円	
インターフォン式使用料	2,700円		5,400円	
発艇マイクー式使用料	4,540円		9,090円	

※ 「団体」とは、大会等の主催者もしくは支援者がボート協会、カヌー協会等の組織あるいは国、県、市町村の行政機関。

※ 「半日」とは、午前8時30分～12時30分、または午後1時～5時。

※ 放送については地域住民に対する配慮を行うこと。(時間帯、音量など)

### 4. レガッタ水路用具 使用上の注意

- 1) ステッキボートは埼玉県第一艇庫地下にあります。  
戸田公園管理事務所で「県第一艇庫地下」の鍵を借りて使用してください。
- 2) 使用前、使用後には必ず水路用具の数量及び紛失・破損の有無を確認してください。使用後は責任をもって用具を定位置に返却し、施設使用許可証と同封の「水上施設及び用具一覧表」を協会宛返送ください。水路用具の紛失・破損その他異常等を発見した場合は至急当協会に連絡してください。異常が発見された場合、直前に使用した団体の実費弁償となります。
- 3) モーターボート等は清掃してください。また、ごみは使用団体が持ち帰り処分してください。

### 5. 施設の清掃と後始末

- ・ 競漕本部として戸田公園管理事務所を使用する場合、レガッタ終了後の清掃及び後始末を必ず実行してください。
- ・ 同施設は公共施設です。大切に使用してください。

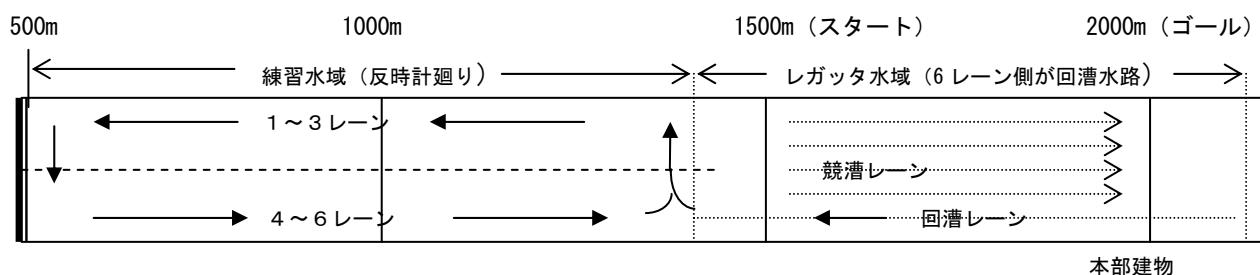
## 6. レガッタ開催中の練習

- ・混みあう戸田コースを効率的にかつ安全に使用出来る様、レガッタ開催中の戸田コースでの練習については以下を指針としますので、互助精神によりご協力をお願いします。

- 1) 1,500m地点付近をスタートラインとし、2,000m地点付近にゴールラインを設定して開催する社内レガッタ、学内レガッタ等の開催時には、原則として一般水面使用者はレガッタのスタート地点から100m後方以遠の西側水域で練習が出来るものとします。

その場合の航行ルール（下図参照）；

- ① 一般水面使用者はレガッタの進行を妨げぬようレースの進捗に十分注意しつつ、レガッタ開催者が指定した回漕レーンを使って練習水域に回漕すること。
- ② 練習水域はレガッタのスタートラインより100m後方以遠とし、回漕水域からその水域に入った後、500m地点方向には1～3レーンを、500mから1,500m地点方向へは4～6レーンを反時計廻り（通常の戸田コース航行方法に準ず）で航行すること。
- ③ その水域で練習を終えての帰艇は、開催中レガッタの進行を妨げぬようレースの合間を使用して競漕レーンを航行すること。



- 2) 1,000mあるいはそれ以上の距離で行われるレガッタの場合、練習水域の確保は困難なので、レガッタ開催者は原則として一般水面使用者の練習を禁止することが出来る。都県ボート協会主催の公的レガッタはこれに該当する。
- 3) また、上記 1) の 500m程度の距離によるレガッタであっても、レガッタ開催上の特別の事情により日本ボート協会・施設委員会が認めた時は、レガッタ開催者は一般水面使用者の練習を禁止することが出来る。  
この場合レースの2ヶ月以上前に日本ボート協会宛てに書面（FAX、電子メールも可）にて、願ひ出る事とします。（書式自由）  
コース閉鎖の関係者への通達はレガッタ開催者の責任において行うことを原則としますが、希望があれば日本ボート協会ウェブサイト（ホームページ）に掲載します。
- 4) 但し、上記 2)、3) のいずれの場合でも、レガッタ開催者は可能な限りコース専有時間を短縮することに努力し、レガッタ終了後はできるだけ速やかにコースを開放すること。

## 7. 警告灯について

競艇の開催時、または工事中の場合、スタート地点（0m）に向かってコース右岸 750mに位置する鉄塔（高さ 3m）上の回転灯（黄色）が点灯します。

この回転灯はスタート地点から 520mのところ設置されている競艇用消波ゲート閉鎖を示す警告灯です。警告灯が点灯している場合、0m～600m水域に入ることはできません。

漕行中に必ずこの警告灯に注意し、消波ゲートに衝突せぬよう事故防止に万全の注意を払ってください。

## 8. その他

### <伴走について>

自転車による伴走は歩行者に十分に注意して行うこと。

接触事故に注意すると共に、事故が起きた場合は自己の責任において問題解決すること。

### <応援について>

楽器を使用した応援は 10 時以降とし、太鼓の使用は禁止する。

◆戸田ボートコース日程に変更、追加が生じた場合には日本ボート協会のホームページ掲載し戸田国立艇庫に掲示いたします。

◆戸田ボートコース使用日程についての問い合わせ等は以下へお申し出ください。

公益社団法人 日本ボート協会

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内

TEL : 03-3481-2326 FAX : 03-3481-2327

E-Mail: kyogi@jara.or.jp

URL: <http://www.jara.or.jp/>

受付時間：9：30～18：00・月～金（祝日除く）